

板橋駅西口周辺地区におけるウォーカブルな
まちづくりに向けた交通戦略検討業務委託募集要項

1 件名

板橋駅西口周辺地区におけるウォーカブルなまちづくりに向けた交通戦略検討業務委託

2 プロポーザル方式実施の趣旨

本事業は、ウォーカブルなまちづくりの実現に向けた実効性の高い交通戦略を構築するために、地域特性や将来のまちづくりの方向性を踏まえながら、専門的知見や豊富な実績に基づく創意工夫に富んだ提案が求められるものです。さらに、地域住民、関係事業者、交通管理者など多様な主体との調整を行いながら業務を進める能力も必要となることから、多くの事業者から多様な提案を求め、また、公正かつ公平な方法で、総合的な見地から本事業に最適な事業者を選定します。

3 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

※ ただし、契約は年度ごとに締結し、令和9年度の契約は、当該年度の予算が成立し、かつ、令和8年度の履行状況が良好であると区が認める場合に限り締結します。なお、契約の更新は、最長で令和10年3月31日までを予定しています。

4 契約上限額

2年間の委託料合計 41,668,000円（税込）とし、年度別の内訳は次のとおりです。

（1）令和8年度の委託料 26,378,000円（税込）

（2）令和9年度の予定額 15,290,000円（税込）

提案金額は、総額及び各年度の内訳額のいずれについても、上記の金額を超えないものとします。なお、令和9年度の金額は予定額であり、同年度予算の成立状況により変更することがあります。

5 委託内容

別紙「委託仕様書（案）」のとおり

6 区が求める提案内容

（1）交通戦略検討の方向性

国土交通省「都市・地域総合交通戦略のすすめ」及び「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」を踏まえ、本地区において進行中の板橋駅板橋口地区市街地再開発事業、板橋駅西口地区市街地再開発事業及び板橋駅西口駅前広場再整備事業との連携を前提とした交通戦略検討の基本的な考え方を提案してください。

また、交通施策単独の検討ではなく、ウォーカブルなまちづくり、公民一体整備、エリアマネジメント及び創造都市の実現に向けて、対象地区が目指す将来像と交通戦略の位置

付け、それらを実現するための検討方針及び着眼点を具体的に示してください。

(2) 効果的な調査・分析方法

対象地区における交通課題や空間利用実態を把握するための調査・分析手法について提案し、交通戦略の立案にどのようにつなげるのか具体的に示してください。

なお、提案にあたっては、歩行者、自転車、公共交通、自動車及び荷捌き車両等を含めた多様な交通主体ごとの実態把握方法を示すとともに、ビッグデータやデジタル技術の活用可能性について提案してください。

(3) 地域住民の意見収集・情報発信方法

交通戦略の策定及び社会実験の実施を見据え、地域住民、町会・自治会、商店街、交通事業者、再開発事業関係者及び利用者等、多様な主体との合意形成に向けた意見収集・情報発信手法を提案してください。

提案にあたっては、幅広い意見を収集するための工夫や、交通に関する専門的な内容をわかりやすく伝える手法、継続的な参加を促す仕組みを示してください。

(4) 創造都市実現に向けた区との取組との連携方策

区の創造都市施策や「えんのもり」の形成に向けた取組との連携方策について提案してください。

提案にあたっては、再開発施設、駅前広場、道路空間及び周辺公共空間を一体的な活動空間として捉え、文化・交流・賑わい創出を支える交通空間や移動環境のあり方を示してください。

(5) 検討・業務フロー及び工程と、区との業務区分

令和8年度から令和9年度までの業務全体について、調査分析、課題整理、将来像検討、施策立案、関係者協議、交通戦略策定までの具体的な検討・業務フロー及び工程を提案してください。

また、本業務を円滑かつ効果的に進めるため、受託者と区の役割分担を明確にし、関係部署、再開発事業者、交通管理者、交通事業者等との協議・調整の進め方について提案してください。

7 関連資料の公開について

下記資料は、板橋区ホームページで公開しています。

- ・板橋駅西口駅前広場整備計画について
- ・板橋駅西口周辺地区のまちづくりについて
- ・板橋駅西口地区市街地再開発事業について

8 参加資格要件

以下の項目を全て満たしている場合に参加できます。

- (1) 東京都板橋区競争入札参加資格（東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける入札参加資格取得者）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成17年3月31日区長決定）によ

る指名停止を受けていないこと。

(4) 参加者又はその役員等が以下の項目に該当しないこと。

ア 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。

イ 暴力団員等を雇用している。

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。

(5) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(6) 提案金額が契約上限額の範囲内であること。また、内訳金額についても上限額の範囲内であること。

9 参加申込手続・プレゼンテーション

上記の参加資格要件を満たし、本プロポーザル方式に参加を希望する場合は、次に従い必要書類を提出してください。

(1) 1次審査

①提出書類

- ・プロポーザル方式参加申込書（様式1） 1部
 - ・提案書（A4サイズ8ページ又はA3サイズ4ページ）
 - 会社名記載のあるもの 1部
 - 会社名記載のないもの 10部
 - ・会社概要書 1部
 - ・令和3年4月1日から令和8年3月31日の間で官公庁発注の同種・類似案件を受注したことのわかる契約書の写し及び実績一覧表 各1部
 - ・財務諸表（損益計算書、貸借対照表） 1部
 - ・見積書及び積算内訳書 各1部
 - ・審査結果通知送付用封筒 1枚
- （長3封筒に宛名・結果通知先の住所を記載し、切手を貼付してください。）

②提出期限

令和8年9月18日（金）17時

③提出方法

窓口へ直接持参してください。

※ 閉庁日は提出を受け付けません。

※ 開庁日の午前9時から午後5時までの間に提出してください。

④提出先

まちづくり推進室地区整備課板橋駅周辺係（北館5階15番窓口）

※ 提出された書類は返却しません。

⑤費用

本プロポーザル方式の参加に要する費用は、全額参加者の負担とします。

⑥注意事項等

・提出書類は、原則としてA4サイズとし、図面はA3サイズで作成の上、ページ番号を

付してください。

- ・提出書類はインデックス等を用いて整理してください。
- ・色の指定、両面・片面印刷、印刷方法等の指定はありません。
- ・提出書類の再提出、追加提出又は記載事項の変更は認めません。
- ・会社名の記載がない提案書10部の中に、参加者の会社名又は団体名が特定できるような表現、ロゴ等が確認された場合、事務局で当該箇所を黒塗りする場合があります。

(2) 2次審査

2次審査では、参加申込時に提出いただいた提案書をもとにプレゼンテーションを行っていただきます。2次審査結果通知送付用封筒1枚（長形3封筒に宛名及び結果通知先の住所を記載し、切手を貼付したもの）をプレゼンテーション当日にご持参ください。プレゼンテーションの詳細については、1次審査結果通知時に案内します。

※追加資料の提出、資料の配布は認めません。

10 審査方法、審査項目及び審査基準

提案採用者の選定は、1次審査（書類審査）及び2次審査（プレゼンテーション）の2段階で実施します。

(1) 1次審査（書類審査）

①審査方法

参加資格要件を満たしているかを審査します。申込者が6者以上の場合は、審査項目及び審査基準に基づき評価し、1次審査通過者を5者以内に選定します。

②審査項目及び審査基準

別紙「1次審査表」のとおり。

(2) 2次審査（プレゼンテーション）

①審査方法

提案書を基にプレゼンテーション（発表15分、質疑応答10分）を実施し、提案採用者を決定します。なお、評価点が満点の2分の1以下である場合は、提案採用者としません。

②審査項目及び審査基準

別紙「2次審査表」のとおり。

11 質問及び回答

質問は電子メールで受け付け、回答は、全ての参加者が確認できるよう区ホームページに掲載します。質問期限及び質問送付先メールアドレスは、下記「12 スケジュール（予定）」及び「17 問合せ先（書類提出先、質問送付先）」のとおりです。

12 スケジュール（予定）

参加申込受付期間	9月4日9時から9月18日17時まで
質問期限	9月9日12時
前記質問に対する回答	9月14日12時
1次審査の結果通知	9月28日

2次審査 10月13日

2次審査の結果通知・公表 10月16日

13 プロポーザル結果の公表

2次審査終了後に、審査項目、審査基準、審査結果（順位、得点等）及び得点の内訳を公表します。また、提案採用者については、事業者名、提案価格も公表します。

14 予算措置

本業務の令和9年度分は、同年度予算の成立を条件とします。令和9年度予算が成立しなかった場合又は予算額が予定額を下回った場合は、令和9年度の契約を締結せず、又は業務内容及び契約金額を変更することがあります。

15 提案書等の情報公開

本プロポーザル方式への参加申込手続以降に区へ提出された書類は、東京都板橋区情報公開条例に基づく公文書公開請求の対象となります。同条例第6条第1項各号に該当する事項を除き、原則として公開しますので、あらかじめ了承の上、提出してください。

16 その他

委託内容に個人情報を取扱う業務が含まれる場合は、個人情報の保護に関する法律及び東京都板橋区個人情報保護法施行条例の規定に基づく個人情報の取扱いに係る保護措置を講ずる必要があります。

17 問い合わせ先（書類提出先、質問送付先）

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区役所まちづくり推進室地区整備課板橋駅周辺係 担当：白山、木村

電話番号：03-3579-2556 E-mail : m-imachi@city.itabashi.tokyo.jp